

事 務 連 絡
平成 2 5 年 8 月 2 1 日

各都道府県
カネミ油症担当部局長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

都道府県が管理しているカネミ油症患者名簿の提供について

カネミ倉庫株式会社は、カネミ油症事件に係る被害の回復の一環として、カネミ油症患者に一時金の残余等を支払うこととなっておりますが、直近の正確な患者情報を把握できていないため、一時金の残余等の支払いが困難な状況となっております。

カネミ倉庫株式会社は、一時金の残余等を国が実施している健康実態調査の健康調査支援金の支払時期に合わせて支払う予定としておりますので、9月6日（金）までに別紙様式にて、都道府県が把握している患者名簿を CD-ROM 等電子媒体にして、下記宛先に送付していただきますようご協力願います。

なお、カネミ倉庫株式会社による一時金の残余等の支払いのために、患者情報を提供することについては、各都道府県の条例に基づく判断となりますが、通常「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」第 8 条第 2 項第 4 号に該当するものと考えられます。

送付先： 〒 8 0 3 - 0 8 0 2

福岡県北九州市小倉北区東港 1 - 6 - 1

カネミ倉庫株式会社 総務課長 三浦賢一郎 宛

問い合わせ先

〒 1 0 0 - 8 9 1 6

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省医薬食品局食品安全部

企画情報課指導係 萩森

TEL : 03-5253-1111（内線 2492）

FAX : 03-3503-7965

(参考)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第八条

1. 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
3. 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
4. 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。